

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）

柴田勝二



学位申請者 梁奕華

論文名 奈良朝・平安朝前期の漢文学と文人

結論及び審査の経過

梁奕華氏から提出された博士学位請求論文「奈良朝・平安朝前期の漢文学と文人」について、論文審査と口述による最終試験の結果、審査委員会は一致して博士（学術）の学位を授与するにふさわしい研究であるとの結論に達した。

梁氏在学中に指導委員会を結成していた、村尾誠一（主任指導）・柴田勝二・野平宗弘の3名で予備審査を行い、いくつかの修正を経て論文の提出及び審査へ進むことが可能との結論を得た。その後、学内から、友常勉、学外から中国文学の川島郁夫本学名誉教授を加え、柴田勝二を主査として5名により審査委員会が構成され、公開審査が行われた。

論文の概要

本論文の考察対象である奈良朝・平安朝前期の漢詩文学は、天皇をはじめ、官僚層により担われてきた。この時代は「律令時代」とも言え、中国に学んだ法令により、国家体制が整備された時代であった。しかし、時代が経るに従い変化が生じ、藤原氏による門閥独占体制である摂関体制へと変貌して行く。政務に関わる官僚である彼等が、この時代にどのような政治理念を持ち、この時代の漢詩文学の創作に向かっていたのかを、彼等の抱いた政治理念と文学理念との展開に注目して、ダイナミックに論じたのが本論文である。

手法としては、日中両国の政治史・社会史・思想史の膨大な研究成果を参照しながら、それぞれの時代を生きる天皇はじめ官僚層の政治や社会に対する認識を捉える視野を獲得し、具体的な作品を細やかに読み込むことにより、その時代の官僚である作者、政治家であるとともに文学の創作を重視する「文人」としての作者の、詩表現のあり方に切り込もうとするものである。その際に、中国の詩人、特に白樂天との相違が参照される。現今の漢詩研究において、比較文学研究という方法で中国からの影響関係が論じられるのは、微細に渡る蓄積を持つが、梁氏は、むしろ、「対照」という手法で、中国の官僚である白樂天の詩と、日本の官僚達の詩との相違を際立てようとしており、本論文では有効な視野として働いている。

以下、提出された論文の目次を示した上で、章を追いながら概観する。

序章 本論の問題意識と構成

I 奈良朝の漢文学と文人

第一章 藤原房前「侍宴」詩の解説について－『懷風藻』に見られる無為と徳治の理念の受容を視座に－

第二章 『懷風藻』における〈君無為臣有為〉の理念の受容と表現

第三章 文武天皇の「述懐」詩に見られる無為と文治の理念

第四章 聖武朝における無為と文治の理念と漢詩文

第五章 聖代の狂生－藤原万里の人と文学

II 嵯峨朝の漢文学と文人

第六章 文人天皇嵯峨の人と文学（一）－『文華秀麗集』の成立まで－

第七章 文人天皇嵯峨の人と文学（二）－『文華秀麗集』の成立以降－

第八章 嵯峨朝文人の吏隠兼得と山荘別業－初盛唐期の朝隠との対照を通して－

III 宇多・醍醐朝の漢文学と文人

第九章 島田忠臣の「分」意識（一）－逆境と順境における「分」－

第十章 島田忠臣の「分」意識（二）－白居易の「分」意識との対照－

第十一章 菅原道真に関する一試論－「讃州客中詩」を手がかりとして－

附章 菅原道真詩における散句

終章

なお、I・II・III各部について、「総括」を有している。

序章においては、本論文の課題の研究状況を概観すると共に、梁氏の問題意識が語られる。律令国家における官僚詩人による創作であることが強調され、彼等を「文人」「文人官僚」と呼ぶ所以が示される。さらに、日中を「対照」という視点について述べ、以下は、時代順に3部に分け、合計12章（附章も含む）からなる。

第I部「奈良朝の漢文学と文人」は、奈良時代の漢詩集『懷風藻』を対象に考察を進める。鍵となるのは、日本的律令国家草創期から完成期に至る奈良朝には、天皇をはじめとする官僚達が、中国における統治理念としての「無為」「君無為臣有為」「徳治」の理念に憧れを抱いていた点である。特に、治世の中心である天皇は有能な臣下に政治を任せ、無為に、衣を垂れる安穏な日々を過ごせるという境地である。さらに、そうした境地の元に「文」を重視する「文治」の理念、広い意味での文化を重視する文化至上主義を内包する点である。それは、当時の官僚達の政治姿勢であるとともに、彼等の創作する詩の基本的な理念となる。そうした理念から『懷風藻』の詩を分析したのが、以下の5章である。

第一章「藤原房前「侍宴」詩の解説について－『懷風藻』に見られる無為と徳治の受容を視座に－」は、奈良朝に活躍した政治家で詩人である、藤原不比等の次男である房前の詩に注目する。様々に読解されてきたこの詩を詳細に分析することにより、人徳を持った天皇による「無為の治」を政治上の理想とする思想により生み出された作品であることを明らかにする。第二章「『懷風藻』における〈君無為臣有為〉の理念の受容と表現」は、天皇の「無為」の治は支える臣下の「臣有為」により成立するという、中国由来の政治思想が、いかに『懷風藻』に見られるかについて、作品を取り上げながら概観する論であり、その実現としての「君臣和楽」「野無遺賢」という理念も示されていることを論ずる。第三章「文武天皇の「述懐」詩に見られる無為と文治の理念」は、文武天皇の詩を詳細に分析することにより、すでに「無為」への憧れが示され、さらには、「文」を重視する「文治」の理念が示されていることを示す。文武は奈良朝以前の天皇であり、そうした理念を表現する最古の一首としての位置づけも与えられている。第四章「聖武朝における無為と文治の理念と漢詩文」は、奈良朝文化の最盛期とも言える聖武朝の官僚詩人達の詩を概観しながら、この時代に抱かれていた文化、特に詩文の作成によって、よき国家を運営するという文治理念の浸透の様を分析する。そして、最後の第五章「聖代の狂生－藤原万里の人と文学」では、天平時代を生きた異端的な詩人である万里の作品を分析する。彼の作中に溢れる、文化が隆盛し、藤原氏の政治権力も増長する中で、脇役に押しやられる自身への思いが表出される様子が分析される。

第Ⅱ部「嵯峨朝の漢文学と文人」は、摂関政治が確立する以前の、律令官僚が力を発揮し、勅撰三集の編まれた漢文学隆盛の時代である嵯峨天皇・上皇の時代を考察するものである。勅撰の理念として「文章経国」がスローガンとされ、文人官僚には生きやすい時代であった。その中で、彼等の詩には隠逸を主題とするものが多い。特に嵯峨天皇は、隠逸への志向が強い。そのことを主に論じたのが以下の3章である。

第六章「文人天皇嵯峨の人と文学（一）」第七章「文人天皇嵯峨の人と文学（二）」は、そうした嵯峨天皇の隠逸の思想とその表現を分析するものである。そもそも中国では天子と隠逸は結びつかず、隠逸はむしろ政治的な反抗であるはずだが、嵯峨の詩には早くから隠逸の志向が見られる。その詩を分析することにより、別業での生活を重視し、自適した生活を求めるという傾向を見出す。そのあたりをさらに中国との対照で論じようとしたものが第八章「嵯峨朝文人の吏隠兼得と山莊別業」であり、中国においても、唐代に至り、政治からの逃避としての隠遁から、朝廷にありながらも自適する方向へと変化することを述べる。その上で、空間として別業の重要性を述べる。日本においても同様な流れが、文人官僚の詩作品から見られることを実証する。

第Ⅲ部「宇多・醍醐朝の漢文学と文人」は、律令社会が変質し、前期摂関体制が次第に形成されてきた、九世紀前半を扱う。その時代に大きな文業を残した島田忠臣と菅原道真

に焦点を絞る。高い能力を持ちながらも官界で思うような出世を遂げなかった忠臣と、文人官僚としての能力を最大限に発揮して破格の出世を遂げながらも、最終的には左遷の憂き目にあう道真の作品、特に文人官僚としてのあり方に関する作品に焦点を当て、文人官僚達が「詩人無用論」などで、必ずしも優遇されず、大学寮での学問の成果よりも、門閥が優先される社会へと変質する中での、この二詩人について考える。

第九章「島田忠臣の「分」意識（一）－逆境と順境における「分」－」は、中国のように天命意識を持たない日本人官僚の「分」はどうか表現されるかが分析される。逆境時に詠まれる「有分」と、順境時に詠まれる「随分」とを具体的に取り上げ、忠臣の場合、「分」は職位の妥当性を指し、中国の官僚の意識との差を見る。その差違を、白楽天との対照によって論じたのが第十章「島田忠臣の「分」意識（二）－白居易の「分」意識との対照－」である。「分」を天命と受け止める白楽天と、職位を意識し、そこに付ける機会を得るかに焦点化される忠臣の意識との相違について論じる。第十一章「菅原道真に関する一試論－「讃州客中詩」を手がかりとして－」は、道真の讃岐守時代の作品を分析する。白楽天の詩の世界と対照させ、白楽天には地方にあっても政治家としての「経世済民」の意識が濃厚なことが分析され、対して、道真の場合、むしろ菅原家の漢学者であるという家門意識の強さを際立たせていることを分析する。官界において能力よりも家門が問われる時代に反発しながらも、自らの漢学者としての家門に拘る道真のあり方を照射する。ここに至り、律令制度は大きく変容しているのである。最後に第十二章「菅原道真詩における散句」でもって、道真が2拍を基本とする中国詩のリズムに拘泥しない様を示し、その一因として訓読のリズムの影響という問題を提起し、「国風文化」への志向を示す。

終章において、述べてきたことを纏めると共に、今後への展望も示される。

審査の概要及び論文の評価

頭記の通り、梁氏在学中の指導委員会による予備審査の後、2019年8月3日に、論文審査を経て口述試問が公開で行われた。

論文の概要の最初に示したように、梁氏の論文は、奈良朝および平安朝前期の漢詩について、文人官僚の表現という面に焦点を当てて論じたものであった。その試みは成功しており、概論的な論述にとどまることがない、新見に富んだ論述となっていた。また、随所で展開する白楽天を中心とした中国の官僚詩人の作品との対照も、効果的に働き、論をより説得的なものとしている。審査委員会は一致して、この論文が、日本漢詩研究の分野における貢献度の高い優良な成果であると判断した。

そのように判断する根拠を、以下4点に渡り記すことにしたい。

1、当然の前提でありながらも、ともすれば文学研究ということで、やや側面化されてし

もう官僚である作者の属性の問題を前面に押し出し、文人官僚の表現ということに焦点を当てて、妥当な文学史的な記述を成し得ている点。奈良時代及び平安時代前期の漢詩をこのようなダイナミックな視野で捉えようとする姿勢は、現在の学界に欠けた部分である。

2, 律令制度や中国及び日本における政治史・社会史・思想史の膨大な研究の蓄積を十分に踏まえ、官僚である作者達の理念や行動を考える視野が妥当に獲得されている点。

3, 従来十分明らかにされていなかった、あるいは、問題が錯綜していた作品の読解に果敢に取り組み、一首の作品を詳細に論じる手法で、その作品に具体的で説得的な新たな読みを提示するとともに、全体的な論述に関しても重要な視野を提供している点。

4, 従来ともすれば、中国の漢詩との関係は、和漢比較文学の手法により、表現の受容を詳細に論じることに力点が置かれていたが、「対照」という手法を用いることで、単に表現を受容するのみではなく、作者の置かれた社会的な背景の相違にも着目し、その実現された表現の相違を分析するという方法が有効に活用されている点。

以上の点は、日本漢文学、さらには日本文学・和漢比較文学の研究の進展に、大きな寄与があると認められるであろう。

無論、この論文に問題がないわけではない。口述による試問でも議論された、以下問題とされる点についても述べておく。

1, 全体的な展望は妥当であるが、第Ⅰ部の主題である「無為」と、第Ⅱ部の主題である「隠逸」、そして第Ⅲ部の二つの主題の「分」と「家門」との間の連関や流れが、もう少し丁寧に説明されるべきではなかったか。

2, 「文治」という言葉は、「武断」との対で用いられることが多いが、ここでの「文治」概念について、論述から十分に理解できるとしても、もう少し丁寧な概念自体の説明がなされるべきではないか。

3, 日中両国の政治理念については丁寧に追求されているが、例えば中唐時代や天平時代の政治や社会の現実はどうであったかということについても、言及があるべきではなかったか。

4, 道真は巨大な存在である。この存在を論じるのに、一つの章だけ、それも、讃岐での作品の分析のみでよいであろうか。このあたりは、今後どのように進めて行くつもりなのか。

さらに、口述試験では、易姓革命の問題、仏教文化との関連、日中の官僚制度など、様々な話題が展開した。

これらの批判や提言にも、誠実な受け答えがなされ、豊かな学術討論の場となった。言うまでもないことだが、以上の問題点は、論の深化のためにそれぞれ重要な点ではあるが、今後の更なる展開のために投げかけられたものであり、成し遂げられた成果を否定するものではない。よって、審査委員会は一致して、最初に述べた結論に達した次第である。